

伊達市告示第55号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考 1 第1種区域、第2種区域とは、平成24年伊達市告示第54号により、それぞれ指定された第1種区域、第2種区域をいう。

2 表の区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。